

令和 8 年度 高島市地域包括支援センター運営方針

令和 8 年 4 月

高島市健康福祉部高齢者支援課

この運営方針は、高島市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や業務推進の方針などを明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

1. センター設置の目的

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が包括的に確保されるとともに、地域共生社会の実現に向けた「地域の支えあい」が備わった地域包括ケアシステムを推進し、その人らしい生活を支援する必要がある。

2040 年に向けては、65 歳以上の高齢者がピークを迎える一方で、高島市においては、高齢者人口が横ばい・減少傾向にある中、要介護認定者数は 2040 年頃にピークを迎える見込みである。これにより、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加し、認知症高齢者や独居高齢者の増加も見込まれる。

このような高島市特有の人口構造と介護ニーズの変化に対応するため、当面はサービス需要の増加に対応しながら、同時に将来のサービス需要の減少局面を見据えた、中長期的かつ計画的なサービス提供体制の構築が必要である。

センターは、市民の心身における健康の保持および生活の安定を図り、自立支援と重度化防止を基本理念としながら、自立した生活の実現と継続のために必要な援助を行うとともに、地域の保健医療の向上および福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置する（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）

2. センター業務の運営方針

（1）高島市の地域包括ケアシステムの構築

第 2 次高島市総合計画においては、「豊かな自然に抱かれながら、いきいきとした人々の活動や交流による、元気で活発なまち」を将来の目標像としており、その中で健康・福祉分野においては「わけへだてなく『つむぎ』あえるまちづくり」に取り組むこととしている。

また、高島市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画においては、「共に暮らし 共に支える 長寿たかしま」を基本理念とし、以下の 5 つの基本目標を掲げ、地域包括ケアシステムの推進に取り組むものとしている。

- ①地域で支える生きがいづくり
- ②暮らしを支える地域づくり
- ③認知症の人と家族を支える体制づくり
- ④安心安全を支える生活環境づくり
- ⑤みんなで支える介護保険

センターはこの取り組みの中核機関として、高齢者の自立支援や重度化防止をはじめ、医療と介護の連携推進、生活支援体制の整備、認知症対策の充実、地域共生社会の実現など高齢者に対する施策を総合的、体系的、計画的に推進していくことが必要であり、担当圏域の住民ニーズを早期にかつ的確に把握し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種によるチームアプローチで包括的支援業務を実施する役割を担うものとする。さ

らに介護事業所との連携を強化し、地域のサービス提供体制の維持・確保を支援する役割を担う。

（２）市域全体で取り組むべき業務

①高齢者の社会参加の促進と介護予防の推進

高齢者が生きがいを持ちながら、社会で役割をもって活躍できるよう、高齢者自ら健康づくりと介護予防に取り組むための基盤づくりを行う。また、虚弱高齢者を早期に把握し、必要な支援につなぐなど、重度化防止のための取り組みを行う。

特に、要介護認定者数が2040年頃にピークを迎える見込みの中、当面のサービス需要増加に対応するためには、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図り、要支援者や事業対象者に対する支援の強化が必要である。併せて、介護予防の観点から、高齢者が地域で活躍できる環境づくりや、介護予防に関する普及啓発を一層推進していく。

②高齢者虐待防止や権利擁護の推進

高齢者の虐待防止と養護者に対する支援のために、連携を密にしながら以下の取り組みを進める。

ア 高齢者虐待防止に関する普及啓発や相談体制の整備

イ 早期発見などにつなげるための地域や専門職等とのネットワークの構築

ウ 介護事業所などのケア関係者の高齢者虐待防止に係る意識と知識の向上（養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引きの活用）のための取り組みの推進

エ 成年後見制度の利用促進

オ 独居高齢者や高齢者夫婦世帯への見守り体制の強化

③認知症に関する取り組みの推進

認知症の方や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症地域支援推進員と連携しながら、認知症の正しい理解の促進と、認知症の方を地域で支える体制整備を推進するとともに、認知症ケアパスの活用と認知症に関する相談支援の強化に努める。

サービスにつなげることが困難な認知症の方への支援については、認知症初期集中支援チームとの連携を図り、迅速な対応につなげる。また、要介護認定者数の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、以下の取り組みの強化に努める。

ア 認知症予防に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進

イ 認知症高齢者の行動・心理症状（ＢＰＳＤ）への対応支援

ウ 認知症高齢者と家族を支える地域資源の充実

エ 医療と介護の連携による認知症ケアの質の向上

④生活支援体制整備の推進

地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備および日常生活圏域における住民主体の取り組みによる地域づくりを目指して、生活支援コーディネーターとの協力・連携を図るとともに、生活支援体制整備協議体へ参画し、高齢者の生活支援体制整備に努める。当面のサービス需要増加に対応するとともに、2040年以降のサービス需要減少局面を見据えて、以下の点に配慮した取り組みに努める。

- ア 生活支援サービスの多機能化・複合化による効率的な提供
- イ 介護事業所と生活支援サービス提供体制との連携強化
- ウ 住民主体の支え合い活動の推進による公的サービスとの適切な役割分担
- エ 移動支援を含む地域の課題に応じた柔軟なサービス提供

⑤在宅医療・介護連携の推進

在宅医療連携コーディネーターと連携を図り、高島市医療連携ネットワーク運営協議会などに参画し、医療・介護・保健・福祉等専門職との多職種協働を推進する。

また、地域における医療・介護関係機関との連携体制を強化するために関係機関に地域包括支援センターの役割などの周知を行うとともに、顔の見える関係づくりから医療と介護を包括的に切れ目なく提供できる体制構築につなげることができるよう取り組む。特に、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加に対応するため、以下の取り組みの強化を図る。

- ア 医療と介護の一層の連携強化による、複合的ニーズへの対応
- イ 在宅医療・介護の提供体制の充実
- ウ 医療職と介護職の相互理解と協働体制の構築
- エ 急性期から回復期、慢性期、看取りまでの切れ目のない支援体制の整備

(3) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

高齢化が進むとともに、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増えてきている中、虚弱高齢者や認知症高齢者が増加していく見込みであることから、介護予防の推進や地域の見守りネットワークの構築を進めていくことが必要であり、2040年に向けては以下の取り組みに努める。

- ① 要介護認定者数の増加に対応するための計画的なサービス基盤の整備
- ② 介護と医療の連携強化による複合的ニーズへの対応
- ③ 認知症対策の充実と独居高齢者への支援体制の構築

3. 地域社会および専門職とのネットワーク構築に関する方針

(1) 高齢者支援のためのネットワークの構築

高齢者が医療・介護・福祉・保健などのサービスを適切に利用できるよう、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、ボランティア、その他地域における関係者と連携し、以下の点に配慮して高齢者支援のためのネットワークの構築を進める。

- ① 介護事業所間の情報共有と連携体制の強化
- ② 医療機関との連携強化による、複合的ニーズへの対応

(2) 地域づくりに取り組むネットワークの構築

地域の現状や課題、目指すべき姿などについて、地域住民をはじめ民生委員、区・自治会などの様々な関係者や医療、介護、福祉、保健などの専門職、生活支援コーディネーターと共有・検討する機会を設け、以下の点に配慮して共に住みよい地域づくりに取り組むネットワークの構築に努める。

- ①**地域の実情に応じた見える化**：地域における介護・医療の現在の状況をエリア別に見える化し、各地域におけるサービスの需要の変化とあわせ、2040 年を見据えた変化も踏まえつつ、分析した上で、関係者間で共有・議論を行うこと
- ②**独居高齢者や高齢者夫婦世帯への対応**：高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加に対応した、見守りネットワークの体制強化

4. 総合相談支援業務の実施方針

総合相談支援業務においては、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を包括的に受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに、継続的に支援していくものとする。その際には、高齢者等が自分らしい生活を継続するための自己決定への支援、様々な問題に対して予防的対応ができるような個人と社会へのアプローチや地域づくり、権利擁護の視点に基づく支援について常に念頭に置きながら、センター職員の専門性を活かしたチームアプローチにより取り組む。

また「制度の狭間」や「複合的課題を抱える」など処遇困難ケースに対しては、市のくらし連携支援室などとの連携を図りながら相談支援にあたるものとする。

当面のサービス需要増加に伴い、相談件数の増加が見込まれることから、特に以下の取り組みに努める。

- (1) 相談体制の充実と資質向上
- (2) 介護と医療の複合ニーズを抱える高齢者への対応
- (3) 認知症高齢者や独居高齢者からの相談への迅速な対応
- (4) 介護人材不足に伴う、サービス提供体制に関する相談への対応

5. 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針

要支援者および事業対象者に対して、心身の状況、置かれている環境等に応じて、生活機能の改善、自立支援を目指し、介護予防・日常生活支援サービスほか一般介護予防事業、住民主体の通いの場等も含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

アセスメントに際しては、「基本チェックリスト」「興味・関心シート」などのアセスメントツールを活用し、適切なアセスメントを実施する。また「自立支援サポート会議」を積極的に活用し、高齢者の自立支援に対し多職種からの助言をもとに効果的なケアマネジメントを展開する。

一部委託している居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが適切に作成されているか等について確認を行うとともに、支援の評価についても確認を行い、当該評価を踏まえて方針等を決定する。

6. 指定介護予防支援事業に係る実施方針

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスなどを適切に利用できるように、その心身の状況や置かれている環境などを勘案し、介護予防サービス計画を作成し、指定介護予防サービスなどの提供が確保されるように、介護予防サ

ービス事業者などの関係機関との連絡調整などを行う。業務の実施に当たっては「高島市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第9号）」を遵守する。

7. 地域の介護支援専門員に対するケアマネジメント支援の実施方針

地域の介護支援専門員に対し、日常的な個別事案への相談・支援や困難事例などへの指導・助言を行うとともに、以下の環境整備を行う。

- (1) 関係機関との連携体制構築支援
- (2) 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援
- (3) 介護支援専門員などの実践力向上支援

また、当面のサービス需要増加に伴い、介護支援専門員の負担が増加することが見込まれるため、介護支援専門員のキャリアアップ支援と資質向上の充実を図りながら、地域で継続して活動できるための環境整備も進める必要がある。

8. 地域ケア会議の運営方針

地域住民や関係者からの相談により把握された処遇困難ケースへの支援、認知症の方の一人歩きに関する支援、複合的な課題を持つケースへの支援を検討するため、地域ケア個別会議や自立支援サポート会議を開催する。

地域ケア個別会議では、個別ケースが抱える問題の解決や地域での支援体制の構築などについて検討し、高齢者等が地域においてその人らしい生活が継続できるよう支援する。

自立支援サポート会議では、介護支援専門員などによる自立支援に資するケアマネジメントの質の向上や高齢者等の実態把握および地域のネットワーク構築を目的として実施する。また、個別の事例検討では解決できない地域の課題を抽出し、市や地域住民、他機関とともに必要な社会資源の構築につなげられるよう努める。

なお、当面のサービス需要増加に伴い、処遇困難ケースや複合的課題を抱えるケースが増加することが見込まれることから、以下の点に配慮する必要がある。

- (1) 地域ケア個別会議の開催頻度の増加と参加者の拡大
- (2) 介護と医療の複合ニーズを抱える高齢者への対応検討
- (3) 認知症高齢者や独居高齢者への支援体制の構築
- (4) 地域課題の抽出と、その解決に向けた社会資源の構築

また、個別ケースの検討を通じて抽出された地域課題については、2040年以降のサービス需要減少局面を見据えた、地域のサービス提供体制の在り方についても検討する必要がある。

9. 市（基幹型地域包括支援センター）と委託型地域包括支援センターの連携方針

市は、地域を担当しながら委託型地域包括支援センター（以下「委託型センター」という。）の後方支援を行う市直営の基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）と特定の地域を担当する委託型センターを設置する。

基幹型センターは、センター業務の効果的・効率的・一体的な体制整備に努めるとともに、委託型センターに対し、その運営について情報提供や総合調整、指導・助言等適切に関与することとする。

委託型センターは、市（基幹型センター）との連携を常に図り、相互に関係する情報や取り組みの共有を行い、適切かつ柔軟なセンター運営を行うものとする。

なお、包括的支援事業の実施に係る事項は、別紙「市（基幹型センター）と地域包括支援センターの連携方針」のとおりとする。

当面のサービス需要増加に対応するため、基幹型センターと委託型センターは以下の点に配慮した連携を強化する。

- (1) サービス需要の増加に対応した、適切なセンター業務体制の構築
- (2) 介護人材確保と職場環境改善に関する情報共有と支援
- (3) ICT等導入による業務効率化の推進

10. 地域包括支援センター運営協議会の運営

センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正、かつ中立的な運営の確保について評価するため、高島市に地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

センターは、運営協議会に以下の書類を提出するとともに、運営協議会に出席し必要な報告を行うものとする。

- (1) 当該年度の事業計画および進捗状況
- (2) 前年度の事業実施報告および収支決算書
- (3) その他運営協議会が必要と認める書類

また、運営協議会の意見を次年度の事業に反映させ、センターの取り組みをさらに充実させるようにする。さらに、中長期的なセンター運営方針についても、運営協議会で協議する。

11. 公平・中立性確保のための方針

センターは運営協議会の意見や評価を踏まえて、適切、公平かつ中立な運営を確保する。センターの職員は、その運営が常に地域の意思に基づいて行われるものであることを十分に認識する。

特に、介護予防サービス計画の作成過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと、介護予防サービス計画において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないことに配慮する。また、要介護者への指定居宅介護支援事業者の紹介を公平・中立に行うことに配慮する。

12. 地域住民に対する周知に関する方針

センターは地域住民に対し、センターの役割・機能および所在地や担当圏域、業務時間など必要な事項についてわかりやすく周知する。

13. 障がい者、子育て家庭、生活困窮者等に係る相談支援

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、自らの機関ではその解決に向けた支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、以下のとおり対応する。

- (1) 当該地域生活課題を抱えている地域住民の心身の状況や、置かれている環境、その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討すること。
- (2) 上記(1)により、支援関係機関による支援の必要があると判断した場合には、適切な支援機関につないでいく。
- (3) 必要に応じて適切な支援関係機関につないだ後であっても、引き続き、当該地域住民とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援にあたる。

14. 感染症等への対策

(1) 感染症対策等に関する情報収集

平時より、感染症の動向を把握するほか、行政機関や関係団体から発せられる通知や各種マニュアル等の情報収集に努める。

(2) 業務継続に必要な感染予防策の徹底

職員は、日々の健康管理に努め、業務継続に向けて各種感染対応マニュアルを参照し、感染予防策を講じたうえで相談業務等に従事する。

(3) サービス提供体制の維持・確保

感染症発症時におけるセンター業務の継続性確保がより重要になることから、以下の点に配慮する必要がある。

①センター職員の感染症対策の徹底と業務継続体制の整備

②介護事業所との連携による、感染症発生時のサービス提供体制の維持・確保

別紙 市（基幹型センター）と地域包括支援センターの連携方針

（１）総合相談支援業務

市（基幹型センター）の役割・責任	委託型センターが行う総合相談支援業務に対する指導や助言を行うとともに、市全体の状況や課題について把握し、統括的な会議の開催などを行う。高齢者や関係機関、社会資源などについての情報提供を積極的に行うことで、委託型センターが相談支援や実態把握、ネットワークのづくりを円滑に実施できるように支援するとともに、市の関係部署や関係機関との調整を行う。
委託型センターの役割・責任	様々な社会資源の把握と連携、高齢者への訪問、近隣住民からの情報収集等により、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期に対応できるように取り組む。 個々の相談に応じて課題を明確にし、その課題の緊急性、専門性等により関係機関の紹介やチームでの対応、継続的な支援等を行い、解決を図る。 適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため地域における様々な関係者のネットワークの下フォロー体制の構築に取り組む。
市（基幹型センター）と委託型センターの連携	市とセンターは総合相談支援業務において、必要な個人情報の共有を行うとともに、市関係部署、介護サービス事業者、医療機関、警察、高島市社会福祉協議会や民生委員などの関係機関と横断的に連携を図り必要な支援を行う。

(2) 権利擁護業務

市（基幹型センター）の役割・責任	「高島市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、高齢者虐待に関する通報により緊急判断会議を開催し、初期の事実確認を委託型センターと連携、役割分担しながら行う。事実確認後、速やかにコアメンバー会議を開催し、ケースに即した適切な対応を決定し、委託型センターと連携しながら、支援計画に基づいたケース対応を主体的に行う。一定期間の支援の後、モニタリング会議を開催し、「高島市高齢者および障がい者虐待支援ネット」からの指導・助言により適切な支援を継続する。 高齢者に保護の必要性があり、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく措置が必要と判断した場合は、老人福祉施設への入所や短期入所生活介護の利用などの必要な措置を行う。 成年後見制度の利用が必要な場合で、申立をする親族がいない場合や親族がいても申立をする意思がない場合は、本人申立が不可能であることを確認したうえで、地域ケア会議等において協議し市長申立を行う。
委託型センターの役割・責任	高齢者虐待の通報を受けた場合は、速やかに市（基幹型センター）に報告し「高島市高齢者虐待防止マニュアル」等に基づき、市と連携、役割分担をしながら適切な対応を継続的に行う。 認知症等により判断能力の低下がみられ、金銭管理等の支援が必要な場合は、市や高島市成年後見サポートセンターと協働し成年後見制度利用支援を行う。 成年後見制度の利用が必要な場合で、高齢者の親族がいる場合は、親族に成年後見制度について説明し、親族から申立が行われるよう支援する。 消費者被害の防止を図るため、消費生活センター及び警察等と情報共有するとともに、地域住民や、民生委員などに情報提供を行い再発防止に努める。
市（基幹型センター）と委託型センターの連携	高齢者虐待や老人福祉施設等への措置が必要なケースについては、市と委託型センターは必要な個人情報共有し、介護サービス事業者、医療機関、警察、高島市社会福祉協議会や民生委員などの関係機関と横断的に連携を図り必要な支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援業務等）

市（基幹型センター）の役割・責任	市が目指す介護予防に資する目的等を示し、委託型センターと連携を図り高齢者の自立支援に向けたケアマネジメント業務を推進する。 運動機能向上教室・生活機能向上教室の利用者については本人の生活状況や社会参加状況、基本チェックリストの結果をもとにその可否について決定し、適切なサービスにつなげる。
委託型センターの役割・責任	基本チェックリストなどを用い、介護予防の必要な高齢者の把握を行い、必要な介護予防事業の利用につなげる。 要支援認定者および事業対象者のケアマネジメントについて、生活機能低下の背景・原因および課題分析を行い、その人らしい生活を送ることができるよう、担当地域のインフォーマルサービスも含めて本人の自立に向けた支援を行う。また居宅介護支援事業所に委託した要支援認定者等のケアマネジメントについては、介護支援専門員からの報告・相談を受けながらプランの共有を図る。
市（基幹型センター）と委託型センターの連携	高齢者の健康の保持、心身機能の維持・改善を図るため、基幹型センターと委託型センターが連携を図り必要な支援を行う。 介護予防に関する高齢者のニーズやサービス利用の実態を把握するとともに、市の介護予防事業や地域の介護予防に資する活動への参加、介護予防の考え方の普及啓発を日々の活動において行う。さらには、地域における介護予防に資する資源の開発や介護予防・日常生活支援サービスの充実に向けた取り組みを進める。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

市（基幹型センター）の役割・責任	委託型センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に対し、指導や助言を行う。 ケアマネジメントの課題を整理し、解決のために市の関係課との連絡や調整、市域あるいは広域での関係機関の連携強化やネットワーク構築を進める。 介護支援専門員の資質向上および地域における関係機関とのネットワークが強化されるよう、市関係課や湖西介護支援専門員連絡協議会、高島市介護サービス事業者協議会、高島市在宅医療連携コーディネーター等と連携し、情報提供や研修会等を企画・運営する。
委託型センターの役割・責任	介護支援専門員からの個別相談に応じること等により、介護支援専門員が抱える課題を把握することに努め、支援困難事例については介護支援専門員が課題解決に対処できるよう3職種による専門的観点から介護支援専門員の実践をサポートする業務を行い、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力向上への支援を行う。 介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践することができるよう、多職種による連携の場の整備や地域全体での連携体制づくりなど環境整備を行う。
市（基幹型センター）と委託型センターの連携	介護支援専門員からの相談において、高齢者虐待事例や複合的課題を持ち処遇困難な事例などにおいては基幹型センターと連携を図り必要な支援を行う。

高島市基幹型・委託型地域包括支援センター役割分担表

業務内容		高島市地域包括支援センター（基幹型）	委託型地域包括支援センター
担当地域		新旭・朽木	マキノ・今津・安曇川・高島
予 指 定 介 護 業 務 支 援	介護予防ケアマネジメント業務	担当地域	◎
	福祉用具購入支援		
援 介 護 予 防 事 業 ・ 日 常 生 活 支	介護予防ケアマネジメント業務（第Ⅰ号介護予防支援事業）	担当地域	◎
	介護予防把握事業	要支援認定者サービス未利用者訪問（担当地域）	◎
		一般介護予防事業利用希望者訪問（担当地域）	◎
		一般介護予防事業対象者の決定	×
		一般介護予防事業利用者支援（担当地域）	◎
総 合 相 談 ・ 権 利 擁 護 事 業	総合相談	担当地域	◎
	高齢者虐待対応	通報受理・事実確認・ケース支援（担当地域）	◎
		緊急判断会議、コア会議、モニタリング会議	○
	成年後見制度関係	初期相談・支援（担当地域）	◎
		市長申し立て	×
		地域ケア会議	○
	包括的・継続的ケアマネジメント業務	介護支援専門員への支援（担当地域）	◎
居宅介護支援事業所が作成したプランや評価表へのコメント記入（担当地域）		◎	
湖西介護支援専門員連絡協議会への支援		◎	
地域ケア会議推進事業	地域ケア個別会議開催（担当地域）	◎	
	地域ケア推進会議	○	
	自立支援サポート会議	○	
在宅医療・介護連携推進事業	医師会委託事業	○	
	在宅医療介護連携に係る地域課題の抽出と解決策の検討（各種会義の開催）		
生活支援体制整備事業	第Ⅰ層（NPO法人コミュニティーねっとわーく高島委託）	○	
	第Ⅱ層（社会福祉協議会委託）	○	
認知症支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員設置	○	
認知症初期集中支援事業	認知症初期支援チーム設置	○	
認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座など	×	
認知症見守り事業	認知症の方の一人歩きに対する相談・支援（担当地域）	◎	
	事前登録申請、GPS利用補助申請	○	
	行方不明時の対応	○	
地域密着型運営推進会議	担当地域の事業所	◎	

◎:主体的に実施 ○:報告・連携・参加など ×:担当なし